

2025年7月29日

東京都渋谷区桜丘町1番1号 渋谷サクラステージ SHIBUYA タワー 24階  
株式会社アピリッツ  
代表取締役社長執行役員 CEO 和田 順児

## 新設分割に係る事前開示書類の訂正について

2025年7月28日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書類「新設分割に関する事前備置書面」について、訂正すべき事項がございましたので、下記のとおり訂正いたします。

### 記

#### 1. 訂正の理由

2025年7月28日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書類「新設分割に関する事前備置書面」の資料が、2025年4月11日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書類「吸収合併に関する事前備置書面」の資料となっておりますため、差し替えいたします。

#### 2. 訂正の内容

別紙をご参照ください。

以上

新設分割に関する事前備置書面

2025年6月13日

株式会社アピリッツ

2025年6月13日

## 新設分割に関する事前備置書面

(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく書面)

東京都渋谷区桜丘町1番1号  
株式会社アピリッツ  
代表取締役 和田 順児

株式会社アピリッツ（以下「当社」といいます。）は、2025年6月13日付新設分割計画書に基づき、2025年8月1日を効力発生日として、当社の推しカルチャー&ゲーム事業（ただし、人材派遣・紹介事業を除く）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。

本新設分割に関する会社法第803条及び会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

また、本新設分割は、会社法第805条に定める簡易新設分割となります。

### 記

#### 1. 新設分割計画の内容

2025年6月13日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

#### 2. 本新設分割の対価の定め相当性に関する事項

##### (1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は本新設分割に際して普通株式10,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。

当社は、当社が新設会社の発行するすべての株式を取得するため、株式数を任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情、適切な出資単位の設定、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

##### (2) 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を新設会社が承継する資産及び負債の額、今後の事業活動等の事情を考慮した上で、会社計算規則に従い、2025年6月13日付新設分割計画書第6条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 剰余金の配当

2025年3月17日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月11日を効力発生日として、普通株式1株につき金8円（総額32百万円）の剰余金の配当を実施しております。

(2) 株式会社ムービングクルーの吸収合併

2025年3月17日開催の取締役会決議および2025年4月25日開催の定時株主総会の承認決議に基づき、2025年6月1日を効力発生日として、株式会社ムービングクルーを吸収合併しております。

4. 効力発生日以後における当社の債務および新設会社の債務（当社が本新設分割により新設会社に承継させるものに限る）の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2025年1月31日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本新設分割の効力発生日においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。さらに、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上により、本新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生日における新設会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。また、新設会社に承継される予定の債務は、当社が併存的債務引受を行います。

以上により、本新設分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本新設分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

別紙

## 新設分割計画書

株式会社アピリッツ（以下「当社」という。）は、当社の推しカルチャー&ゲーム事業（ただし、人材派遣・紹介事業を除く）（以下「本件事業」という。）を新たに設立する株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー（以下「新設会社」という。）に承継させるため、会社法に定める新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本分割計画」という。）を作成する。

### 第1条（定款記載事項）

新設会社の本店所在地は、東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号とし、目的、商号、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙①「定款」に記載のとおりとする。

### 第2条（設立時取締役及び設立時監査役）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役 八木 広道  
設立時取締役 長谷部 努  
設立時取締役 和田 順児  
設立時監査役 川合 智己

### 第3条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日は2025年8月1日（以下「効力発生日」という。）とする。ただし、手続き進行上の必要がある場合は、当社の取締役会の決議により、効力発生日を変更することができる。

### 第4条（承継する権利義務）

新設会社は、本新設分割に際し、別紙②「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、債務、雇用契約及びその他権利義務を（以下「本件権利義務」という。）を当社より承継する。なお、新設会社が承継する資産及び債務は、2025年1月31日現在の当社の貸借対照表を基礎として、効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定することとし、当社は、新設会社が承継する一切の債務につき、併存的債務引受を行う。

### 第5条（本新設分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本新設分割に際し、普通株式10,000株を発行し、当社に対し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新設会社の設立時の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

- |            |               |
|------------|---------------|
| （1）資本金の額   | 100,000,000 円 |
| （2）資本準備金の額 | 0 円           |

第7条（簡易分割）

当社は、会社法第805条の定めに基づき、株主総会の承認を得ることなく本新設分割を行う。

第8条（競業避止義務の免除）

当社は、本新設分割の効力発生後においても、新設会社に対して本件事業に関し競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本分割計画の変更及び本新設分割の中止）

本分割計画の作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態又は経営成績に重大な変動が生じた場合又は本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、当社は、本分割計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第10条（本分割計画に定めのない事項）

本分割計画に定めるもののほか、本新設分割に必要な事項については、本分割計画の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

以上

2025年6月13日

東京都渋谷区桜丘町1番1号  
株式会社アピリッツ  
代表取締役 和田 順児

別紙①

株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー  
定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナーと称し、英文では Appirits Fan Culture Partners Inc. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. オンラインゲームの企画、開発及び運営
2. インターネットを利用したシステムのコンサルティング、企画、設計、開発及び運用サービスの提供
3. インターネットを利用した広告、宣伝のコンサルティング、企画、制作及び代理業
4. その他インターネットを利用した各種情報提供サービス
5. 労働者派遣事業
6. 有料職業紹介事業
7. 人材育成のための教育事業及び人材コンサルティング事業
8. コールセンター業務の受託
9. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

### (公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

### (株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

### (相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会

社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- 2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第24条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(補欠取締役)

第26条 会社法第329条第3項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役)

第27条 取締役会はその決議により代表取締役1名以上を定め、代表取締役が1名の場合はその代表取締役を社長とし、代表取締役が2名以上の場合には、取締役会の決議によりうち1名をもって社長とする。

(役付取締役)

第28条 前条のほか、取締役会の決議により、取締役の中から、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第30条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる

(取締役会の決議方法)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第33条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第35条 当社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第36条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役

(監査役の数)

第37条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第38条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって行う。

- 2 当社の監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の決議によって行う。

(監査役の任期)

第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第42条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第44条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

3 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 第7章 附 則

(法令の準拠)

第45条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第46条 第43条(事業年度)の規定に関わらず、最初の事業年度は、当社の設立の日から2026年1月31日までとする。なお、本条は、最初の事業年度終了後、削除する。

(設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役)

第47条 当社の設立時の取締役及び監査役は次のとおりとする。なお、本条は、最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

代表取締役 八木 広道

取締役 長谷部 努

取締役 和田 順児

監査役 川合 智己

## 別紙②

### 承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、効力発生日において本件事業に属する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

#### 1. 資産

##### (1) 流動資産

現金及び預金、仕掛品、前払費用、その他流動資産

##### (2) 固定資産

有形固定資産（建物、建物附属設備、工具、器具及び備品）、無形固定資産（その他無形固定資産）、投資その他の資産（長期前払費用、繰延税金資産、その他投資その他の資産）

#### 2. 債務

##### (1) 流動負債

前受金、賞与引当金、その他流動負債

##### (2) 固定負債

その他固定負債

なお、新設会社に承継される一切の債務につき、当社は併存的債務引受を行う。

#### 3. 雇用契約を除く契約

本件事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は、当社から新設会社に承継する。ただし、本件事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位およびこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

#### 4. 雇用契約

本件事業に従事する従業員との雇用契約は、当社から新設会社に承継する。なお、雇用契約に定められた条件はそのまま維持される。

#### 5. 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）は、当社から新設会社に承継されない。ただし、効力発生日において、当社が所有し、本件事業に必要であると当社が認める知的財産権については、当社が新設会社にその実施権または使用権を付与する。

#### 6. 許認可等

本件事業に関する関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能なものは、当社から新設会社へ承継する。ただし、本件事業以外の当社の事業にも関連するものを除く。